

「羽生市手話言語条例（案）」についての意見募集結果

- 意見提出者数 市民1人
- 意見項目数 1件

意見番号	項目番号	ご意見の内容 (概要)	該当する ページ	該当箇所	意見に対する 羽生市の考え方	対応について
1	1	前文6段目の「この市民憲章の精神の下、全ての市民が安心して」を「この市民憲章の精神の下、ろう者、難聴者、中途失聴者が安心して」に変えた方が良いと思います。	1	前文	第1条及び第2条にもあるとおり、手話に関する施策を推進し、市民憲章における住みよいふるさとに育て共生社会を実現するために、当条例ではろう者、難聴者、中途失聴者だけでなく、全ての市民を対象としたいと考えております。	計画（案）のとおりとします。